

児童手当の制度改正について

☎こども福祉課 ☎443-2249

☎各行政サービスセンター

大沢野☎467-5830 大山☎483-2594

八尾☎455-2461 婦中☎465-2125

●10月1日から次の通り拡充されます

	拡充前	拡充後	
支給対象年齢	15歳年度末まで(中学生まで)	18歳年度末まで(高校生年代まで)	
所得制限	制限あり	制限なし	
手当月額	①3歳未満	15,000円	
	②3歳~小学校修了	第1子・第2子	10,000円
		第3子以降	15,000円
	③中学生	10,000円	
④特例給付	5,000円		
多子加算算定対象	18歳年度末まで	22歳年度末まで	
支払期月	年3回(2月、6月、10月:各前月までの4ヵ月分)	年6回(偶数月:各前月までの2ヵ月分) ※拡充後の初回支払い月は12月です。	

●児童手当支払通知書の送付がなくなります

令和6年12月以降の支払いは、通帳を記帳するなどして確認してください。

制度改正により新たに支給対象になる方など、申請が必要な場合があります。詳細は、育さぼとやまをご覧ください。



市職員採用試験

☎職員課 ☎443-2013

☎病院事業局経営管理課 ☎422-1112

☎消防局総務課 ☎493-4141

●令和7年4月1日採用予定(任期付は順次採用予定)

区分	職種	採用予定数	受験資格	試験日	
上級	行政	若干名	平成6年4月2日~平成15年4月1日生まれの方	9月22日	
	土木(農業土木を含む)	5人程度	昭和60年4月2日~平成15年4月1日生まれの方		
	建築	2人程度			
	機械	1人程度			
	農業	1人程度			
	社会人経験者等枠(UIJターン)	行政	2人程度	昭和60年4月2日~平成9年4月1日生まれの方(居住地・本社等所在地・職務経験要件有り)	9月29日
		土木	2人程度	昭和60年4月2日~平成15年4月1日生まれの方(居住地・資格要件有り)	
		建築	1人程度		
	氷河期世代対象枠	行政	若干名	昭和45年4月2日~昭和60年4月1日生まれの方(職務経験要件有り)	9月22日
		土木	若干名		
建築		若干名			
中級	助産師	1人程度	昭和60年4月2日以降に生まれた方(免許要件有り)	9月22日	
初級	一般事務	2人程度	平成15年4月2日~平成19年4月1日生まれの方	9月29日	
	土木(農業土木を含む)	3人程度			
	建築	2人程度			
	電気	1人程度			
	機械	1人程度			
	消防	5人程度	平成15年4月2日~平成19年4月1日生まれの方(身体要件有り)	9月21日 22日	
劣務	清掃業務職員	4人程度	昭和60年4月2日~平成19年4月1日生まれの方(免許要件有り)	9月22日	
	工手	4人程度			
	用務員	1人程度	昭和60年4月2日~平成19年4月1日生まれの方		
	調理員	2人程度			

[障害者を対象とした選考]

職種	採用予定数	受験資格	試験日
一般事務	3人程度	昭和60年4月2日~平成19年4月1日生まれの方	9月29日
保育士	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた方(資格要件有り)	
清掃業務職員、工手、用務員、調理員	若干名	昭和60年4月2日~平成19年4月1日生まれの方	

[任期付]

職種	採用予定数	受験資格	試験日
一般事務(産育休代替職員)	15人程度	昭和49年4月2日~平成19年4月1日生まれの方	9月29日
看護師(産育休代替職員)	4人程度	昭和60年4月2日以降に生まれた方(免許要件有り)	9月22日

●申込受付期間 8月6日(火)~19日(月)

●申込方法

受験申込は、インターネットで受け付けます。

●受験(募集)案内

8月5日(月)から、市ホームページ(☎1013910)に掲載します。市役所総合案内でも配布します。

●第1次試験の日と場所

- 9月21日(出)…消防局(今泉)
- 9月22日(日)…富山大学(五福キャンパス)
- 9月29日(日)…富山市役所(新桜町)

試験の日や場所などは変更する場合があります。

●ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

本人がヤングケアラーだと気づきにくいこと、また家庭内のことで表に出にくく、実態の把握が難しい現状があります。

●こんな影響が出ると要注意です

生活を送るうえで、次のような影響が出ると注意が必要です。

- ・家事や手伝いのための遅刻、早退、欠席が増える
- ・勉強時間を確保できず成績不振になる
- ・心身の健康を害する(睡眠不足、疲労感、イライラなど)
- ・孤立に苦しむ

学校に行きたくても行けない…

自分の時間がない…

あまり友達と遊べない…



勉強する時間がない…

寝る時間が足りない…

希望の進路を選べない…

もし、悩みを抱えていたら・・・気軽に相談してください！

こども健康課(市役所3階)で相談を受け付けています

今悩んでいる子どもたちへ

つらいときは、学校の先生、スクールカウンセラー、親戚など信頼できる大人に頼ることが大切です。一人で抱えず、自分の気持ちを誰かに話してみませんか。

周りの大人の方々へ

周囲の大人が気づき、支えることが必要です。ヤングケアラーかもと思う子どもがいたら、寄り添って丁寧に話を聞き、孤立しないよう見守ることが重要です。

その他の窓口相談(通話無料)

- ・ 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783
- ・ 24時間子供SOSダイヤル ☎0120-0-78310
- ・ こどもの人権110番 ☎0120-007-110

ヤングケアラーの詳細は、「こども家庭庁」ホームページをご覧ください。
なるか、問い合わせてください。



ホームページ